**平成２２年（フ）第３１号**
大分県佐伯市鶴岡町１丁目９―25、従前の住所大分県佐伯市中ノ島東町３番５―７号　Ｒ’セレストⅡ101
債務者　橋迫愼一郎
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第７２号**
北海道北見市若葉２丁目３番３―15号
債務者　澁谷　弘三
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第９９号**
北海道網走郡美幌町字三橋町１丁目15番地の11　コーポ舞１号
債務者　中岡　義雄
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第１０１号**
北海道北見市三楽町227番地26　楽園ハイツ１階102号
債務者　本田　　保
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２２年（フ）第６５３号**
盛岡市向中野字野原11番地４　リンデンバウムＡ号、旧住所宮城県岩沼市下野郷字上中筋83番地５
債務者　髙橋美紀子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第６７４号**
盛岡市本宮字大宮61番地３
債務者　吉田　晴洪
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第６５号**
宮城県登米市石越町南郷字芦倉101―５　田上住宅14、住民票上の住所宮城県多賀城市中央１丁目３番１号
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２２年（フ）第６６号**
宮城県登米市中田町石森字加賀野３丁目８番地３　エントピアハイムＢ―１
債務者　佐藤　航志
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２２年（フ）第１０２号**
山形県飽海郡遊佐町比子字青塚101番地、前住所山形県酒田市東中の口町５番２号
債務者　青塚　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１８２号**
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木277番地　メグロハウス、前住所福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元1039番地の３
債務者　山田セイ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第４５９号**
埼玉県深谷市東方町１丁目15番地24　サンハイツ加藤202号
債務者　角﨑　悟史
1　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第４７６号**
埼玉県熊谷市新堀1145番地１　日神パレステージ籠原311
債務者　ふのきよかこと　ＦＵＮＯ　ＭＡＲＴＡ　ＫＩＹＯＫＡ
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第４８０号**
埼玉県比企郡小川町大字大塚767番地１　５号棟
債務者　金澤　梨花
1　決定年月日時　平成22年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第４８９号**
神奈川県平塚市田村１丁目２番20―203号　シャトル田村
債務者　大橋　　宏
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第５９３号**
神奈川県厚木市金田448番地２　座間ハイツ106
債務者　田中　智哉
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第７０５号**
神奈川県秦野市東田原499番地
債務者　大津　明美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部